



「学校環境衛生の基準」一部改訂

「プールの安全標準指針」の策定及び「遊泳用プールの衛生基準」の改訂を受け、「学校環境衛生の基準」の改訂が行われました。又、学校の対応等に一定の期間が必要な場合、新基準の適用は、遅くとも平成 21 年 5 月 31 日までに行うことが望ましいとされています。主な改正点は下記の通りです。

○飲料水の管理・雨水等利用施設における水の管理
「検査事項」について 「大腸菌又は大腸菌群」を「大腸菌」としたこと。

○水泳プールの管理
「検査事項」について 「大腸菌群」を「大腸菌」としたこと。

「検査方法」について 「水質」の検査対象を「大腸菌群」から「大腸菌」とし、検査方法を「水質基準」に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める検査方法に準ずる」としたこと。

当社では、新しい水質基準での検査対応を行っています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007 年 8 月 1 日付 文部科学省HP

環境分析箇所 小林正幸

試験所認定 “ISO/IEC 17025” 取得！

当社は、7 月 27 日、国際規格 ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005) に適合する試験所として財団法人 日本適合性認定協会 (JAB) より認定、登録されました。今後 RoHS 指令に基づく重金属分析をはじめとする、認定範囲に示す試験で当社がご提供する分析結果は、正確で信頼できるデータとして対外的に保証され、国際相互承認協定 (MRA) のシステムを通じて、国際的にも通用します。詳しくは、環境分析部 関口 (フリーダイヤル 0120-01-2590) まで お気軽にお問い合わせ下さい。

工場・事業場排水の総量規制基準告示

平成 19 年 6 月 22 日に埼玉県告示第 1012 号として、水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準を定め、第 6 次総量規制として平成 19 年 9 月 1 日より施行することとなりました。これに伴い、平成 14 年埼玉県告示第 1332 号 (第 5 次総量規制における基準) は平成 19 年 8 月 31 日をもって廃止となります。なお、COD、窒素含有量、りん含有量に係る汚濁負荷量の測定手法については第 5 次総量規制の時と同様となります。又、東京湾にかかる総量規制対象地域である東京都、千葉県、神奈川県についても同様に第 6 次総量規制に関して告示がされています。

当社では総量規制に関わる COD、窒素、りんの分析について長年の実績と多くの経験があります。詳細情報に関してのご質問等も合わせてお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007 年 6 月 22 日付 埼玉県県報第 1886 号
2007 年 7 月付 埼玉県環境部配布資料

水質分析箇所 清水圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正
2. 中国産魚介類から抗菌剤検出
3. 湖沼の水環境再生に向けた新たな取組みについて
4. 「微量 PCB 混入廃重電機器処理専門委員会」第 3 回会合
5. 「水の日」、「水の週間」について
6. 食品衛生月間
7. 健康のため水を飲もう推進運動について

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 9 月 7 日(金)



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室 Web システム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。